

外国人留学生の就労の現状等について

平成30年3月19日
規制改革推進会議 保育・雇用ワーキング・グループ

法務省入国管理局

外国人留学生の日本企業等への就職に係る在留資格上の手続

在留資格の変更許可申請手続

本邦の大学又は専門学校を卒業した留学生が、我が国での就職を希望し、「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更を希望する場合、入国管理局への在留資格変更許可申請が必要となる。在留資格「技術・人文知識・国際業務」に変更するために必要な要件は以下のとおり（法務省「留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン」より）。

(1) 行おうとする活動が申請に係る入管法別表に掲げる在留資格に該当すること

- ア 本邦の公私の機関との契約に基づくものであること
- イ 自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動であること

(2) 原則として法務省令で定める上陸許可基準に適合していること

- ア 従事しようとする業務に必要な技術又は知識に関連する科目を専攻して卒業していること（注）
- イ 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

(3) その他の要件

- ア 素行が不良でないこと
- イ 入管法に定める届出等の義務を履行していること

（注）業務との関連性について、大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、また、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するとされている（学校教育法第83条）。このような教育機関としての大学の性格を踏まえ、大学における専攻科目と従事しようとする業務の関連性については、従来より、柔軟に判断している。

外国人留学生の日本企業等への就職状況等

1. 留学生数の推移

- 平成28年末における在留資格「留学」の在留者数は、27万7,331人（在留外国人全体の11.6%）
- 留学生数は年々増加
（平成24年末 18万919人 → 平成25年末 19万3,073人 → 平成26年末 21万4,525人 → 平成27年末 24万6,679人）

2. 留学生の日本企業等への就職状況

(1) 概要

- 平成28年に留学生が本邦の企業等への就職を目的として行った在留資格変更許可申請に対して処分した数は、2万1,898人（注1）、うち許可数は1万9,435人（許可率88.8%）
- 変更許可後の在留資格は、「技術・人文知識・国際業務」が全体の89.3%を占めている

(2) 国籍・地域別の許可人数

- 主な国籍・地域としては、中国（香港及びマカオを除く。）が1万1,039人と最も多く、アジア諸国で1万8,564人と留学生全体の95.5%を占めている

(3) 就職先の業種

- 非製造業が2万1,263人（84.3%）、製造業が3,968人（15.7%）
- 非製造業では、商業分野が5,202人（20.6%）、コンピュータ関連サービス分野が2,374人（9.4%）と上位を占めている（注2）
- 製造業では、食品分野が607人（2.4%）、電機分野が585人（2.3%）と上位を占めている（注2）

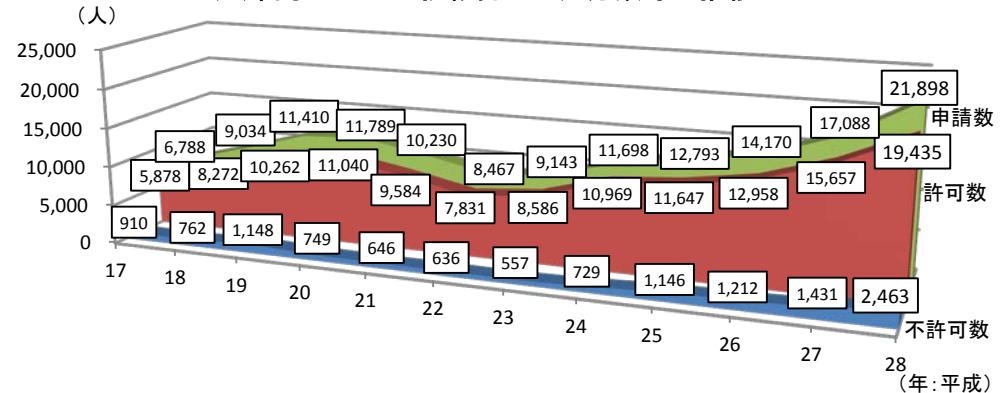
(4) 就職先での職務内容

- 翻訳・通訳が7,515人で最も多く、次いで、販売・営業4,759人、海外業務3,103人、技術開発（情報処理分野）1,990人の順
- これらの4種の職務内容に従事する者は1万7,367人で全体の55.5%を占めている（注2）

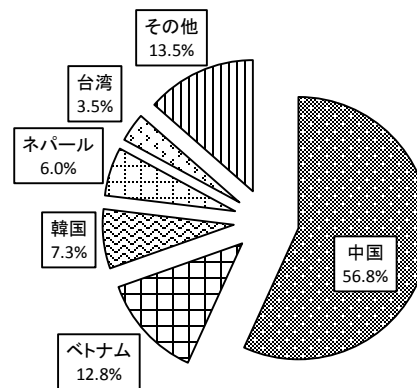
（注1）在留資格変更許可申請に対して処分した数は延べ人数

（注2）複数の項目にチェックがあったものは重複して計上しているため、許可数と一致しない。

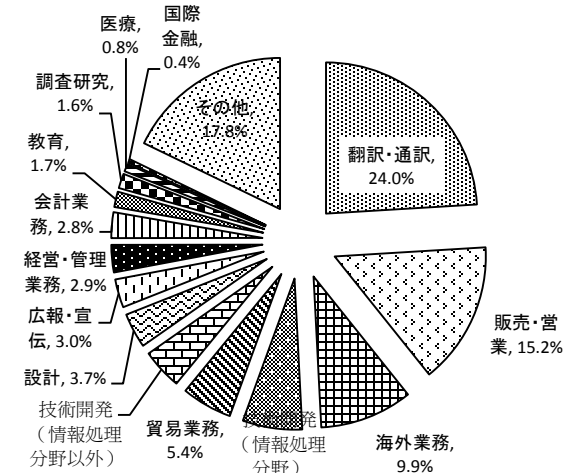
(1) 留学生からの就職目的の処分数等の推移



(2) 許可人数上位5か国の占める割合



(4) 職務内容別の許可人数の構成比



（出典）法務省「平成28年における留学生の日本企業等への就職状況について」

外国人留学生の就労促進に係る法務省の取組み

1. 就職活動支援

- 大学卒業後も継続して就職活動を行う留学生の在留に係る特例措置（平成28年12月開始）

⇒ 大学等卒業後継続して就職活動を行う場合、在留資格「特定活動」による最長1年間の在留が可能であるところ、就職活動期間中に地方公共団体が実施するインターンシップ事業に参加する方については、さらに最長1年間の在留を認める

- 1週について28時間を超えるインターンシップ（平成28年8月周知）

⇒ 以下のいずれかに該当する方に対しては個別の資格外活動を許可し、1週について28時間を超えるインターンシップを可能とする

- ①在留資格「留学」をもって大学（短期大学を除く。）に在籍し、インターンシップを行う年度末で修業年度を終える者であって、かつ、卒業に必要な単位をほぼ修得している者
- ②在留資格「留学」をもって大学院に在籍し、インターンシップを行う年度末で修業年度を終える者
- ③在留資格「特定活動」をもって在留する就職活動を行っている者
- ④在留資格「特定活動」をもって在留する就職内定者

（注）上記に該当しない者でも、単位を修得するために必要な実習等、専攻科目と密接な関係がある場合等には、許可を受けることができる。

2. 起業支援

- 大学卒業後も継続して起業活動を行う留学生の在留に係る取扱い（平成19年11月開始）

⇒ 大学等卒業後180日以内に、起業して在留資格「経営・管理」の上陸許可要件を満たすことが見込まれる留学生について、卒業した大学による推薦を受け、起業に必要な事務所が確保され、具体的な事業計画書が提出されている等により、留学生が確実に起業することが認められ、また、大学による起業活動の把握・管理が適切に行われるための必要な措置が講じられている場合には、在留資格「短期滞在」により最長180日間の在留を認める（平成24年から、在留資格「特定活動」による最長6月の在留を認めている。）

- 地方公共団体が起業支援を行う場合における在留資格「経営・管理」の取扱い（平成30年1月開始）

⇒ 以下の要件を全て満たす場合、資本金額500万円に満たない場合であっても「経営・管理」に係る事業規模要件（資本金額500万円以上）を満たすものとして取り扱う

- ①地方公共団体が実施する起業支援対象者として認定され、地方公共団体が所有又は指定するインキュベーション施設に入居すること
- ②地方公共団体が事業所に係る経費を申請人に代わり負担していると認められること
- ③地方公共団体が申請人に代わり負担していると認められる金額を最大で年間200万円まで考慮し、申請人が投下している金額と合わせて500万円以上となること